

2025 年 11 月 14 日

対外経済

輸出貿易管理令の一部を改正する政令が閣議決定されました

経済産業省では、条約その他の国際約束の履行等を目的として「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく「輸出貿易管理令」（以下「輸出令」という。）による輸出管理を行っています。

今般、我が国が締約国である 1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書（「ロンドン議定書」）について、2009 年の改正により、二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス（以下「CCS 目的の二酸化炭素を含んだガス」という。）の輸出を一定の条件の下で可能とする措置が講じられ、2024 年 5 月に、当該改正の受諾について国会で承認されました。この国内担保措置として、輸出令別表第 2 に掲げる貨物に CCS 目的の二酸化炭素を含んだガスを追加することについて、輸出令の一部を改正する政令が本日閣議決定されました。

1. 改正の概要

条約等の履行の観点から、輸出に際して経済産業大臣の承認を要する貨物として、輸出令別表第 2 35 の 5 の項に、以下の貨物を追加する改正を行います。

・千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一 4・1 に規定する処分を行うために輸出される同附属書一 1・7 に規定する二酸化炭素を含んだガス

2. 今後の予定

公布：令和 7 年 11 月 19 日

施行：令和 8 年 1 月 19 日

関連資料

- 要綱
- 政令案・理由
- 新旧対照表

(本発表資料のお問合せ先)

【外為法・輸出令について】

貿易経済安全保障局

貿易管理課長 浅井

担当者: 神園、三上、沼田

電話: 03-3501-1511 (内線 3241)

メール: bz1-boueki_hq★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

【CCS について】

資源エネルギー庁

資源・燃料部 燃料環境適合利用推進課

CCS 政策室長 慶野

担当者: 井上、千葉、中里、古賀

電話: 03-3501-1511 (内線 4681)

メール: bz1-s-shinen-carbon_management★

meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。